

香川県農業経営基盤強化促進基本方針の変更の概要

1 変更の理由

農業経営基盤強化促進基本方針は、農業経営基盤強化促進法第5条において、「都道府県が定め、おおむね5年ごとに10年間の計画を策定する」こととなっており、前回（令和3年9月）に策定した方針がおおむね5年を経過したため、内容を見直すもの。

2 計画期間（年度）

- ・現計画：令和8年度～令和17年度

3 変更の概要

- 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項
 - ・農業経営・就農支援センターの業務を行う拠点、「香川県新規就農・農業経営相談センター」の活動について、国の基本要綱改正に準じて「参入」の文言を加筆
- 利用権設定等促進事業
 - ・法改正及び経過措置期間（令和7年3月31日まで）の終了に伴う、事業の終了のため削除
- 営農類型の経営指標等の修正
 - ・地域や農業者の現状を踏まえて、経営指標を修正